一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和(第7条の3関係)

1 概要

- 現 状 実務経験による専任技術者要件は大学の指定学科(施行規則第1条の表に掲げる学科) 卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者 は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされている(法第7条第2 号イ)。
- 緩和後① 後述の表に掲げる検定種目に係る【一級】の第一次検定又は第二次検定に合格した 者は、**大学**において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その<u>合格後3年</u>の実務 経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。
 - ② 後述の表に掲げる検定種目に係る【二級】の第一次検定又は第二次検定に合格した 者は、**高等学校**において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その<u>合格後5年</u>の 実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととす る。
 - ※ 上述①②の要件緩和は指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工 事業の七業種)及び電気通信工事業<u>以外</u>の建設業において適用することとする。

2 緩和の対象となる検定種目及び対応する指定学科

検定種目	指定学科	(参考)緩和対象許可業種
土木施工管理	土木工学	左官、とび・土工、石、屋根、
造園施工管理		タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、
		塗装、防水、熱絶縁、さく井、水道施設、清掃施設、
		解体
建築施工管理	建築学	大工、左官、とび・土工、石、屋根、
		タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、
		塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、
		建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体
電気工事施工管理	電気工学	機械器具設置、消防施設
管工事施工管理	機械工学	鉄筋、しゅんせつ、板金、機械器具設置、熱絶縁、
		さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設

※ 検定種目の第二次検定合格者については、その種別につき、当該資格で専任技術者要件 を満たす者は、当該実務経験の緩和の対象から除く。(資格で要件を満たす方は資格で 登録する。)

3 特定建設業許可の営業所専任技術者要件*の扱い

・法第15条第2号ロ(指導監督的実務経験を用いる特定の許可要件)で求められる、法第7条第2号要件(一般の許可要件)について、今般の改正に係る技術者要件も同様の扱いとなる。 (※指定建設業は除く)

4 申請書・届出書作成の際の留意点

○申請書作成について

- ・当該改正に伴い有資格コードが追加されております。別紙「許可・業種別有資格コード表」 を参照の上、記載する。
- ・今般の改正により、上述の表の検定種目の第一次・二次合格者は、大学又は高校指定学科 卒業者と同等とみなされるが、指定建設業及び電気通信工事業(以下、指定建設業等とい う。)については、従来、学科卒業により指定建設業等の実務経験の緩和を受けられる学科 の卒業者とみなされても、緩和の対象とならないので、注意すること。
- ・第二次検定合格者の資格要件では、資格のみで要件を満たす建設業種と、実務経験を満た す必要がある建設業種が、**混在する**こととなるため、申請時は**改正後の「許可・業種別有 資格コード表」**を十分に確認すること。
- ・今般の改正に基づき、検定合格(学科卒業同等扱い)+実務経験(3年・5年)で専任技術者となる場合、**申請する建設業種の実務経験を、**それぞれ必要年数分経験しなければならない。(例:一級検定合格+2業種の申請なら少なくとも6年以上の実務経験が必要。)

○技術検定合格後の実務経験を要件とする項目の適用日について

- ・当該資格を取得した技術検定の**合格発表の日*以降**の実務経験を算入。なお、これまでの合格発表の日(過去15年)は**別紙「技術検定合格発表日」**を参照のこと。
 - ※令和2年度までの検定については実地試験の合格発表日、令和3年度以降の検定については第一次検定の合格発表日(第一次検定が免除されている者は第二次検定の合格発表日)

○第一次検定合格の確認資料について

・従来の第二次検定合格者の確認資料と同じく、第一次検定の合格証明書により確認。

○許可・業種別有資格コード表について

- ・当該改正に伴い追加された箇所は赤塗りとしている。
- ・工事担任者(許可:35) については、R3 年度にコード追加済ですが、R6 年度までは該当者が発生しない。
- ・様式に建設業の種類についてコード入力する際は、今般追加されたところに記載された「※」や「○」は記載不要。(一般建設業許可であれば「7」、特定建設業許可であれば「8」とだけ記載すれば良い。)